

令和5年度三池炭鉱旧万田坑施設・万田坑ステーション及び荒尾市万田炭鉱館の指定管理者募集に係る質疑応答

| 番号 | 質問項目                                 | 質問内容   | 回答   |
|----|--------------------------------------|--|--|
| 1. | 【募集要項】<br>P2 1(6)<br>万田坑入場者について      | 1 対象施設の概要 (6) 施設利用者数 「無料入場者数」の記載について、市の減免補填のない減免入場者、観覧料無料日の入場者の合計という理解でよろしいか？                      | 無料入場者数は観覧料無料日の入場者のみの合計です。<br>補填のない入場者は減免入場者に含まれます。                             |
| 2. | 【募集要項】<br>P2 1(7)①<br>万田坑収入について      | 収支 万田坑施設・ステーション/雑収入について、令和元年度の2,526,665円に対して令和2年度以降は年間約30万円程度と大きく減少しています。各年度の内訳についてご教示ください。        | R1年度は法人化基金会計より繰入があるため多くなっています。各年度の内訳については別添のとおりです。                             |
| 3. | 【募集要項】<br>P2 1(7)①<br>万田坑のコロナ補填額について | (7) ①万田坑・ステーションの収支状況<br>収入一覧表の備考欄に記載されている利用料(観覧料)コロナ補填額をご教示ください。                                   | コロナ補填額は以下のとおりです。<br>R1年度 68,530円<br>R2年度 5,284,335円<br>R3年度 6,407,840円         |
| 4. | 【募集要項】<br>P2 1(7)①<br>万田坑事業費について     | (支出) 令和2年度の事業費が他年度と比較して極端に減少していますが、コロナの影響による休館もしくは事業の実施中止によるものなど、理由についてご教示ください。                    | コロナ拡大防止のため、市の方針としてイベントを控えていた時期があるためです。   |
| 5. | 【募集要項】<br>P3 1(7)②<br>炭鉱館減免補填について    | (7) ②炭鉱館の収支状況<br>収入一覧表の備考欄に記載されている使用料の減免補填額をご教示ください。   | 減免補填額は以下のとおりです。<br>R1年度 14,424円<br>R2年度 4,840円<br>R3年度 50,050円<br>R4年度 58,630円 |
| 6. | 【募集要項】<br>P6 5※<br>市内事業者への発注について     | 「※第三者に実施させる場合は、「荒尾市中小企業・小規模企業振興基本条例」第9条に基づき、市内事業者への優先的な発注に留意すること」と記載されていますが、これまでの発注先事業者実績をご教示ください。 | 別添のとおりです。  |

|     |   |   |  |
|-----|---|---|--|
| 7.  | 【募集要項】<br>P6 7(3)<br>両施設の減免補填について   | 7- (3) 減免に関する補填に関する考え方。募集要項 P2 1 - (7) ①<br>万田坑施設・ステーションの収支状況において、「減免補填含む」が<br>指定管理料の項目の備考欄に記載されています。減免補填について<br>は、指定管理料の範囲内での補填額の事前提案ということでしょうか？ | 減免補填料は指定管理料には含まれず、後日市から補填しますので、協定に定める指定管理料に上乗せで減免補額をお支払いします。   |
| 8.  | 【募集要項】<br>P6 8(9)<br>賠償保険について   | 8 応募資格 (9) 第三者への賠償責任保険(保険金額等)については、指定管理者の提案でよろしいか？また市で加入されている保険内容についてご教示ください(各施設)   | 賠償責任保険については、市加入の保険では指定管理者の事業が補償対象にならない場合もあるため加入をお願いしています。保険金額等については指定管理者の提案で構いません。<br><br>市で加入している保険は全国市長会市民総合賠償補償保険であり、賠償責任保険と補償保険の2つで構成されています。 |
| 9.  | 【募集要項】<br>P7 10<br>書類提出について   | 10 - 提出書類で補足するための別添書類の添付は可能でしょうか？   | 可能ですが、必要最小限度にとどめてください。なお、別添資料の多寡が審査結果に影響を与えることはありません。  |
| 10. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書 P1 2(2)※<br>事務所の工事について                                  | 2 (2) 建物概要<br>施設一覧表の事務所※に「事務所は工事完了後も非公開の予定である。」と記載がありますが、特別な日程での一般公開も不可でしょうか？   | 現時点においては安全性を確認できていないため、特別に公開することも考えていませんが、安全性が確認できた場合は公開する可能性があります。  |
| 11. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書 P3 6(1)①<br>仕様書 P5 7(1)①ア 1)<br>委託する場合の人件費の<br>予算科目について | 6 業務内容 (1) 施設の運営に関すること-ク および P5 7 経費等<br>について (1) 予算の執行 / 展示ガイド等を行う施設ガイドについては委託による実施を想定しています。委託で実施した場合の委託費の科目はア人件費に含まれるという理解でよろしいか？               | 委託する場合には委託費で計上してください。  |
| 12. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書 P5 6(6)②<br>施設運営委員会について                                 | (6) その他②に記載されている「荒尾市三池炭鉱旧万田坑施設運営委員会」について、設置規程・規則、組織、委員、開催頻度、事務局の具体的な業務等をご教示ください。  | 委員は文化財関係、教育関係、観光関係、景観関係、建築関係の有識者や地元代表者になります。委員会の開催頻度は年1~2回で、指定管理事業などの万田坑の運営について委員から意見をいただ  |

|     |   |  |   |
|-----|---|--|---|
|     |   |  | <p>きます。</p> <p>運営委員会の各委員の委嘱から開催までの事務については市(総務部文化課企画課世界遺産・文化交流室)にて行います。</p> <p>指定管理者は、会場(万田炭鉱館)手配、会場設営・撤収のほか、委員会では指定管理の事業・収支計画、運営方針、実施・利用状況、前年度決算、前年度事業結果について報告していただきます(事前打ち合わせ・資料作成含む)。また、報告事項に対する質問に回答していただきます。</p> <p>委員会の規定等は条例を添付しますので、御確認下さい。</p>          |
| 13. | <p>【両施設】<br/>各仕様書 P5 7(1)①ア 1)<br/>人員配置について</p> | <p>人件費に関して、現在の人員体制及び配置職員の基準についてご教示ください。</p>  | <p>本市の想定としては、以下になりますが、仕様書を踏まえて御社が必要と考える人員を配置してください。なお、ステーション職員には施設の役割から万田坑の世界遺産価値を説明できる知識が求められます。</p> <p>万田坑ステーション 4名<br/>事務処理、問い合わせ・来客対応(施設ガイド含む)、施設管理・清掃、企画、広報</p> <p>万田坑 4名<br/>監視員3名、ガイドツアー1名</p> <p>万田炭鉱館 2名<br/>事務処理、問い合わせ・来客対応(展示解説含む)、施設管理・清掃、企画、広報</p> |
| 14. | <p>【両施設】<br/>各仕様書 P7 9(7)<br/>自動販売機について</p>     | <p>万田坑施設内への自動販売機の設置(電源供給)は可能でしょうか? 自動販売機等を設置する際の行政財産使用料をご教示ください。(ステーション/炭鉱館/万田坑施設)</p> | <p>万田坑施設内への自動販売機の設置は不可です。設置ができるのは万田坑ステーション、万田炭鉱館敷地内のみになります。</p> <p>自動販売機設置のための行政財産使用料は、万田坑ステーション</p>  |

|     |  |  |  |
|-----|--|--|--|
|     |  |  | が1㎡あたり12,571円(屋内のため消費税課税)で、万田炭鉱館が1㎡あたり11,429円(屋外のため消費税非課税)です。  |
| 15. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書 P8 13 万田坑施設<br>沈殿池葦伐採及び<br>給水池竹枯らしについて | 維持管理業務の沈殿池の葦伐採/給水池の竹枯らしについて、詳細な手法等をご教示ください。<br>また、過去の実施実績および委託費用についてご教示ください。                             | 沈殿池の葦伐採は、年に1回、敷地内にある池の栓を抜いて水路へ排水した後、葦を根本から伐採し、農業取締法に基づき国に登録された草枯らしを目的とする薬剤を、薬剤メーカーの規定する、または推奨する量散布していただきます。<br>給水池の竹枯らしは、年2回、農業取締法に基づき国に登録された竹根枯らしを目的とする薬剤を用意し、薬剤メーカーの規定する、または推奨する量を、効果が期待できる時期に、竹に散布していただきます。<br>市で行った際の実績は次のとおりです。<br>沈殿池葦伐採 1,450千円(税抜き)<br>給水池竹枯らし 190千円(税抜き)<br>※給水池竹枯らしは他の土地と併せて発注しているため、按分により算出しています。 |
| 16. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書 P8 13 ステーション<br>自動券売機について              | ステーションの維持管理業務に「自動券売機賃貸借業務」が記載されています。対象となる券売機の機種、メーカー、リース期間等の契約内容をご教示ください。また、リースの引継ぎは通常不可なのですが、可能なのでしょうか？ | リースは終了して市の所有になっているため、「自動券売機維持管理業務」に名称を訂正します。   |
| 17. | 【両施設】<br>施設図面について  | ・敷地面積が広く維持管理業務でどの程度実施しているか不鮮明なため、直近の点検報告書一式や、万田炭鉱館及びステーションの図面を開示いただけないでしょうか。                             | 点検報告書一式につきましては、文化企画課へ来庁いただければ、CDR かコピーをお渡しします。準備の関係上、来庁予定日の3日前までには文化企画課(電話:0968-63-1274)へご連絡ください。<br>図面データは追加資料として添付しています。   |

|     |  |   |   |
|-----|--|---|---|
| 18. | 【募集要項】<br>P1 1(6)①<br>万田坑入場者について           | 有料入場者数のうち団体客数の割合等をご教示ください。  | R4 年度実績で 9.4%です。  |
| 19. | 【万田坑・ステーション】<br>コロナの影響について                 | R2～R4 までの期間、コロナの影響による休館期間があればご教示ください。   | コロナの影響による施設休館期間は次のとおりです。<br>R2 年 3 月 6 日～3 月 31 日、4 月 11 日～5 月 19 日<br>R3 年 4 月 26 日～6 月 13 日、8 月 4 日～9 月 30 日  |
| 20. | 【万田坑】<br>ボランティアの活用について                     | 現在の旧万田坑施設内でボランティアスタッフの活用実績についてご教示ください。  | 恒常的ではありませんが、R4 年度に開催した万田坑夜市の際に、有明高校の生徒がイベントスタッフとして活動されたことがあります。   |
| 21. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書P3 6(1)①ク<br>ガイドツアーについて | ガイドツアーの実績をお示し頂きたい。  | 現在毎日 6 回実施しています。<br>10:00～ 11:00～ 12:00～ 13:00～ 14:00～ 15:00～<br><br>現在、指定管理者と自主組織である万田坑ファン倶楽部の委託契約によってガイドが運営されています。<br><br>ガイドツアーの内容としては、万田坑ステーション内で、万田坑含めた「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産価値の説明（パネルを活用）や万田坑の世界遺産価値への貢献（パネル・ジオラマを活用）を行った後、旧万田坑施設で各資産（第二竪坑巻揚機室・櫓、山ノ神祭祀施設、倉庫及びポンプ室、安全燈室及び浴室、事務所）や専用鉄道敷跡、炭鉱電車などについて解説しています。 |
| 22. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書P3 6(1)①ク<br>ガイドツアーについて | 業務内容の施設ガイドには、1日4回以上の定時ガイドツアーを行う旨指定があり、7の経費等の項目の中では「監視に関しては常時3名以上の監視員の配置」のみ記載がありますが、ガイドツアーの配置人員については、有償スタッフ、無償スタッフ(ボランティア)等の | 人員について指定はありません。世界遺産価値・文化財価値を解説できるスタッフ（例えば有資格者）の配置など、施設の役割遂行に効果的だと考える人員配置をご提案ください。<br><br>ガイドの知識習得にあたりましては、「明治日本の産業革命遺産」   |

|     |   |   |   |
|-----|---|---|---|
|     |   | 指定、推奨など指定はございますでしょうか。なければ、すべてが指定管理者の提案になりますでしょうか。   | 構成資産ガイド向けテキストを本市から提供する他、「明治日本の産業革命遺産」構成資産ガイド向けの研修会（開催地は市外の場合あり）が年数回行われますので参加していただきます。   |
| 23. | 【万田坑・ステーション】<br>仕様書P1 2(2)①※<br>仕様書P6 7(1)①エ 3)<br><br>炭鉱電車について | PIの対象施設の概要には「炭鉱列車2両」とありますが、P6. 7. (1) ① エ3の経費には「…炭鉱電車及び車両保存施設については市が修繕を行うものとする。」とあります。<br><br>炭鉱電車についての運用（監視、案内、及び施設維持管理等）に関しては、荒尾市様が行うという認識でよろしいでしょうか？ | 炭鉱電車に関して、監視、警備、解説、清掃、施錠解錠、軽微な修繕は指定管理者に行っていただきます。<br><br>動態保存に向けての運用や、破損時の大きな修繕は本市で行います。 |
| 24. | 【万田坑】<br>備品   | 万田坑敷地内に設置している簡易テント（緑色）は、荒尾市様の備品でしょうか？指定管理者の所有でしょうか？   | 現在は指定管理者の所有ですが、指定管理期間更新の際に次の指定管理者に引き継ぎます。   |
| 25. | 【万田炭鉱館】<br>仕様書 P3 6(2)②イ<br>日常清掃について                            | ・炭鉱館の日常清掃については詳細の記載がありませんが頻度と範囲の想定はどの程度でしょうか  | 開館前；館内床・窓のモップ掛け、塵取り、トイレ掃除、敷地内除草<br><br>貸館利用後：机・椅子、靴箱拭き、床モップ掛け、塵取り                       |
| 26. | 【募集要項】<br>P3 1(7)②<br>万田炭鉱館のガス設備について                            | ・炭鉱館の令和元年度の支出に管理費（ガス代支払い）がありましたが、何の燃料として使用されていたのでしょうか。また直近3年間ガス使用がないということはその設備はなくなったとの理解でよろしいでしょうか。   | お湯を沸かせるように使用していましたが、使用希望者がいないため、現在は使用していない状況です。希望があれば設備を使用することはできます。                    |